

財政力、財政構造の状況について

財政力を計る方法として、財政指標を用いる場合があります。財政指標には、様々な指標や基準があり、ひとつひとつの指標はその指標が求める状況の一側面しか捉えることができず、総合的に財政力や市の状態を表す指標はありません。1つの指数のみから財政力や財政の健全性を判断するには難しい面がありますので、個別の指数の最適化を考慮しつつ、複数の指数で総合的に財政力の有無や市の財政状況を判断し、著しく財政の健全性が損なわれることのないよう財政運営に努めます。

次の表は、本市の過去5年間の主な財政的な指数等を一覧にしたものです。

(単位：千円、%)

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
類似団体類型区分	Ⅲ－2	Ⅲ－2	Ⅲ－1	Ⅲ－1	Ⅲ－1
基準財政需要額	16,395,468	16,539,129	16,893,563	16,897,546	17,333,355
類似団体	18,517,606	18,421,331	19,059,262	19,051,313	未発表
基準財政収入額	18,036,851	15,895,082	15,983,738	16,029,432	16,530,472
類似団体	17,247,920	15,578,831	13,779,628	13,670,784	未発表
普通地方交付税	0	644,047	909,825	872,034	802,883
標準税収入額等	23,537,956	20,651,009	20,664,690	20,866,547	21,546,575
標準財政規模	24,966,721	23,204,020	23,332,559	23,609,683	24,054,090
類似団体	26,953,989	26,509,698	26,466,225	26,565,755	未発表
財政力指数(単年度)	1.10	0.96	0.95	0.95	0.95
(3か年平均)	(1.14)	(1.07)	(1.00)	(0.95)	(0.95)
類似団体(3か年平均)	0.98	0.93	0.77	0.74	未発表
公債費比率	9.7	9.8	9.3	9.0	8.1
公債費負担比率	12.7	12.9	13.0	12.8	12.0
類似団体	13.5	13.3	15.2	15.0	未発表
経常収支比率	94.7	93.6	90.6	89.5	86.6
類似団体	91.1	88.5	89.9	90.3	未発表
経常一般財源等比率	90.5	95.5	97.7	95.8	96.0
類似団体	91.5	94.7	95.1	94.5	未発表

【用 語 等】

- ・ **類似団体類型区分**：人口と産業構造を基に類似の団体を35分類に分けたもの。
県内では瀬戸市、稲沢市、東海市が本市と同じ区分。
- ・ **基準財政需要額**：普通交付税の交付に用いるため、各地方公共団体の各年度の財政需要を合理的に算定するもので、全国標準に基いて合理的かつ妥当な水準で行政活動を行うために必要とされる経費のうち一般財源をもって賄われるものの総額である。具体的には各行政項目ごとに設けられた測定単位に必要な補正を加え、これに各測定単位ごとに定められた単位費用を乗じたものの合計額である。
$$\text{基準財政需要額} = \text{単位費用（法定）} \times \text{測定単位（国調人口等）} \times \text{補正係数（寒冷補正等）}$$
- ・ **基準財政収入額**：各地方団体の財政力を合理的に算定するもので、地方団体の標準的な税収入等の一定割合の合計により算定された額である。
$$\text{基準財政収入額} = (\text{標準的地方税等収入見込額} \times 75\%) + \text{地方譲与税等}$$
- ・ **普通地方交付税**：交付基準額に基づき、実際に普通地方交付税として交付された額である。
$$\text{交付基準額} = \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}$$
- ・ **標準税収入額等**：基準財政収入額を算定するときに用いる標準的地方税収入見込額に地方譲与税等を加算した額である。
$$\text{法定普通税のすべて} + \text{税交付金} + \text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{地方特例交付金等}$$
- ・ **標準財政規模**：標準税収入額等に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を合計した額である。
- ・ **財政力指数**：市町村の財政力を測る指数であり、普通交付税の算定における基準財政収入額を基準財政需要額で除したものである。通常、単年度ではなく3か年分の平均値を財政力指数といい、その団体の財政力を判断する理論上の尺度となる。この数値が1を上回り大きくなるほど一般財源に余裕があると言え、1を下回ると一般財源不足の状態と言える。
- ・ **公債費比率**：公債費に充てられる一般財源と、標準的に入ると見込まれる一般財源（標準財政規模）の割合
$$(\text{公債費に充てた税等の一般財源額} - \text{災害復旧費等に係る基準財政需要額}) \div (\text{標準財政規模} - \text{災害復旧費等に係る基準財政需要額}) \times 100$$
- ・ **公債費負担比率**：公債費が、どの程度一般財源の使途の自由度を制限しているかを示す指標で、公債費に充てられる一般財源と、一般財源との割合。
一般的には、20%が危険水準、15%が警戒水準と言われている。
- ・ **経常収支比率**：人件費、扶助費、公債費等の経常経費に充当された一般財源を経常一般財源総額（減税補てん債及び臨時財政対策債を含む）で除した比率であり、通常財政構造の良否を判断する指標に使われる。この比率は、おおむね70～80%に分布することが望ましいとされている。
- ・ **経常一般財源等比率**：実際に収入された税等の経常一般財源と標準財政規模との比率で、100%を超えるほど財政構造に弾力性があるとされている。